

令和2年第7回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和2年7月27日(月)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時 5分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	欠
3	八木秀雄	出		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	遅刻		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		野口秀明	出
8	石田裕司	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春  
 次 長 清水周二  
 書 記 青木智史  
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和2年第7回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、坂本和彦委員から欠席の旨、新井一弘委員から遅刻の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和2年第7回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第4号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。</p> <p>日程第3、議案第43号から議案第44号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第45号から議案第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第49号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第6、議案第50号、ふかや農業協同組合農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、石澤清治委員と八木秀雄委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第4号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について報告いたします。</p> <p>それでは、報告第4号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が2アール未満であれば農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。</p> <p>それでは、報告番号第4号につきまして、御報告申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>計画につきましては、トラクター1台を収納するパイプ型の倉庫を設置するものでございます。申請地は、届出者である〇〇さんの自宅から約1.2キロメートルの距離にあり、耕作する主たる畑の一角に設置することで、交通量のある公道を長く移動する必要もなく、安全で効率も良いということでしたので、こちらの場所となっております。</p> <p>なお、こちらにつきましては、既に設置されているため、設置後の届出となっております。説明は、以上でございます。</p> <p>報告事項ですので御了承願います。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>続きまして、日程第 3、議案第 43 号から議案第 44 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてですが、議案第 43 号と議案第 44 号は関連がありますので、一括審議いたします。</p> <p>それでは、議案第 43 号及び議案第 44 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 43 号及び議案第 44 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>今回の申請では建築要件を満たさない道路に申請地が接しているため、今後の所有地を活用する際に支障にならないように、事前に道路を整備したいとのことでした。なお、こちらにつきましては、道路として整備後、町に道路敷地として寄附する予定となっております。また、現地につきましては、一部着手されておりますが、こちらにつきましては、建設課が 4 月に道路施行承認をしており、申請者は支障がないと思い、着手してしまったとのこと、顛末書が付いてございます。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>過日 22 日に、調査をしまいいりました。この件については、先ほど事務局から説明があったとおりでございますが、両申請人が農地を所有しております。数年前から耕作が出来ず、もう農地を管理できない状態でありますため、農地の処分をしたいということで、仲介業者に話をしたということでございます。先ほどの事務局の説明のとおりで、この土地を転用するにあたっては、道路が狭く、排水もまずいということで、建設課から御指導いただいて、道路敷地として一部を提供して、町に寄附をするということです。道路と水路を整備できると、土地の売買が成立するというところでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 43 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 43 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 44 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 44 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 45 号から議案第 48 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>なお、議案第 46 号及び議案第 47 号につきましては、関連がありますので、一括審議いたします。</p> <p>それでは、議案第 45 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 45 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>先ほどの議案第 43 号、44 号の道路工事のために、近くに工事に伴う資材置場が必要ということで、一時転用したく、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えております。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>先ほどの事務局の説明のとおりでございますが、22 日に、仲介業者の方と面会をしてまいりました。道路工事の承認が出たため、喜んで着手してしまったところ、一時転用が必要という指摘を受けたと話を伺ってきました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 45 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 45 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 46 号及び議案第 47 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 46 号及び議案第 47 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>日光を遮る要素が少ないため、太陽光発電に適した土地であるということから、申請に至</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎委員	<p>7月23日に、坂本委員と一緒に現地を見てまいりました。地図を見てもらうと分かるように、細い道の南側は耕作しているところが数か所ありますが、道の北側はほとんど手の入っていない不耕作地になっておりました。申請地だけきれいに草が刈ってありました。きれいに草刈りがしてあり、測量もしてあったと思います。何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(新井委員 入室)</p> <p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第46号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第46号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>次に、議案第47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第47号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第48号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第48号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>こちらは、申請地に隣接する譲受人の営業所の社有車及び従業員等の駐車場とするための申請となります。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>石田委員。</p>
石田委員	<p>7月22日の午前に、中嶋委員、須賀委員と私石田が現地調査を行いました。面談につきましては、隣接する譲受人の会社に聞いてみたところ、本社でないと分からないということでした。譲渡人の〇〇さんについては、遠方であることから、現地調査のみ行いました。現地</p>

発 言 者	内 容
	<p>の周辺は宅地が進んでおり、近隣の農地への悪影響はないものと思われます。特段の問題はないと思われますので、よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 48 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 48 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 続きまして、日程第 5、議案第 49 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、新井一弘委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。 (新井委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、議案第 49 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページから 6 ページを御覧ください。 農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。 この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。 また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。 それでは、議案第 49 号につきまして、御説明申し上げます。 借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 3 人です。 貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 8 人です。 合計 31 筆で 33,167 平方メートル、そのうち、田が、9 筆で 11,071 平方メートル、畑が、22 筆で 22,096 平方メートルとなります。</p>
	<p>なお、御決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。 この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 49 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 49 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 (新井委員 着席)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>続きまして、日程第 6、議案第 50 号、ふかや農業協同組合農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 50 号につきまして事務局の説明を求めます。</p>
議長	<p>議案第 50 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>議案書の 7 ページを御覧ください。</p>
議長	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、農業経営基盤強化促進法が一部改正され、農地利用集積円滑化団体が実施してきた農地利用集積円滑化事業に関する規定が削除等され、本事業が農地中間管理事業に統合一体化されることとなりました。これに基づきまして、当町では、ふかや農業協同組合が円滑化団体ということで事業を実施してきたわけですが、そちらの方で規定されていた規程を廃止するにあたり、関係法令に基づきまして、農業委員会の決定を経てということになっておりますので、今回上程するものでございます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 50 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 50 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了いたしました。</p>
議長	<p>委員さんから、何かございますか。</p>
議長	<p>(委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>事務局から 2 点、御連絡を申し上げます。</p>
事務局	<p>まず、1 点目でございます。次回の総会ですが、8 月 25 日火曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。繰り返します。8 月 25 日火曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして 2 点目でございます。通知を机上配布させていただいておりますが、埼玉県農業会議主催の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、9 月 1 日火曜日の午後 1 時 30 分から、深谷市民文化会館大ホールにて開催されます。終了時間は、午後 4 時ちょうどを予定しております。役場ロータリーに、お昼の 12 時 45 分に御集合いただきまして、行政バスで会場まで向かう予定となっております。出欠の報告の関係上、現時点での皆様の御都合をお聞きできればと思います。お手数ですが、御都合のつかない方につきましては、挙手をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>(事務局 確認)</p>
事務局	<p>また、御出席いただける方で、行政バスではなく自家用車等で、直接現地に行かれる方につきましても、挙手をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>(事務局 確認)</p>
事務局	<p>今後、御都合がつかなくなることがございましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。</p>

発 言 者	内 容
議長 事務局長	以上でございます。 それでは他に無いようですので、令和2年第7回総会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。 (起立・礼・着席の発声)



発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>石澤清治委員      八木秀雄委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和2年7月27日</p> <p>議 長      室 岡 重 雄</p> <p>委 員      石 澤 清 治</p> <p>委 員      八 木 秀 雄</p>